長沼一審判決50周年に寄せて

清崎裕子1 1973年9月7日、札幌地裁(福

1 19/3年9月7日、札幌地裁(福島重雄裁判長)は、日本の裁判史上唯一の「自衛隊は憲法9条に違反する」と判決した。去る9月9日、判決50周年記念集会が札幌で開かれ、福島さんご夫妻、内藤功弁護士をはじめ学者、弁護士、元原告、運動を支えた人々等250名が参加した。

2 北海道・長沼町は古くから 水害に悩まされたが、馬追山が 保安林に指定され川の氾濫等か ら守られてきた。国は航空自衛 隊ミサイル基地建設のために保 安林指定を解除したため、地元 住民が「処分取消」を求め提訴し た。国側は、自衛隊は合憲、「原 告適格がない」、「訴えの利益が消 滅した」と主張し、自衛隊の違 憲性の判断をさせず訴訟を終わ らせようとした。裁判は4年に 及び24人が証言。地裁は国の主 張を退け、解除処分は森林法26 条2項の「公益上の理由 |を欠く 違法なもので取消されるべきと 原告ら勝訴の判決をした。この 中で、自衛隊の違憲性を判断し、 「憲法9条の解釈は憲法前文で 示された…永久平和主義に従っ てなされ」るとし、1項で侵略戦 争を放棄し、2項で一切の軍備、 戦力を放棄しかつ交戦権をも否 認したとし、自衛隊は「憲法9条 2項にいう『陸海空軍』という『戦 力』に該当」し、明らかに軍隊で あり違憲であると断定し、基地

建設は「公益性」を欠くとした。 3 原告適格、訴えの利益につ いて、「保安林制度の目的も、憲 法の基本原理である民主主義、 基本的人権尊重主義、平和主義 の実現のために、地域住民の『平 和のうちに生存する権利 (憲法 前文)すなわち平和的牛存権を保 護しようと解するのが正当…。 地域住民の平和的生存権が侵害 され、また侵害される危険があ る限り、その地域住民にはその 処分の瑕疵を争う法律上の利益 がある」と、平和的生存権を明 記し、法的効力を認めた画期的 な判決であった。

4 福島裁判長は、地裁所長による「平賀書簡」問題等司法の独立への干渉等から良心に従って審理できないと一度は辞表を提出したが、札幌弁護士会が声明を出し、直接慰留し、また幅広い国民から電話・電報等の慰留の激励に辞表を撤回した。

福島さんは判決等に関し35年 間沈黙を貫いたが、対談した水 島朝穂教授(早稲田大学法学学術 院)は、名古屋高裁判決を境に 一変、語り始めたとし、福島さ んは「裁判所は証拠に基づいて 堂々と判断し、それを積み重ね ることによって国民の間で議論 が深まる | と主張。長沼訴訟に ついても、「軍事基地をつくられ ると攻撃の目標になるし、住民 はそんなものをつくってもらって は困ると言うのが本質的問題し、 「自らの平和的牛存権を脅かさ れるというのが訴訟の本質。水 害論に逃げ込めば水害の危険は ない(訴えの利益はない)で終わり となる。それでは、国民は自衛 隊と憲法の関係について裁判所 に判断を求めるたびに逃げられ る。結局、司法の信用を落とす だけ | 裁判所は問われているこ とから逃げてはいけないと言い 切っている。私が10年前にお会 いした時も、「(勇気ある判決と言

われるが)憲法と自分の信念に基づいただけ」と淡々と話された。 5 私の北大法学部の恩師故深瀬忠一教授は、恵庭・長沼裁判の特別弁護人として、「平和的生存権」の理論を構築し、憲法学界で、最初に「平和的生存権」を論じた。

平和的生存権を「憲法前文、9 条及び13条、三章諸条項が複合 して保障する憲法上の基本的人 権の総体」とし「平和に生きるこ となくして人権尊重はなく、人権 尊重なくして平和はありえない」 と強調され、裁判に勝つには「世 論・理論・弁論」の三論が必要と 強調し、理論面から裁判を支えた。

恵庭事件は、自衛隊演習で被害を受けた恵庭・野崎牧場の野崎兄弟が通信線を切断し、自衛隊法違反で札幌地裁に起訴された事件。先生は「有罪になれば自衛隊が合憲になる」と、憲法学者の責任として放置できないと特別弁護人となった。

野崎兄弟の「無罪」判決は、自 衛隊合憲とさせず「平和的生存 権 | の実質を守り、長沼判決で 勇気ある裁判官の下「平和的牛 存権 | の学説が、判決の中で初 めて明記されたと強調した。2008 年4月17日、自衛隊イラク派遣 差止訴訟名古屋高裁判決(青山邦 夫裁判長)では、自衛隊のイラク 派遭を違憲とし「平和的生存権 は基本的人権の基礎」と具体的 な権利性が認定され確定。2009 年2月24日、岡山地裁判決は「平 和的生存権の裁判規範性 | を認 め、長沼一審判決の「平和的生 存権」が継承・発展された。

6 2015年9月に集団的自衛権 行使を容認した安保法制が強行 されたが、「自衛隊は戦力で違憲」 とした長沼判決は、50年経った 今もなお、自衛隊を「軍隊」と明 言させない防波堤であり続けて いる意義と重みは増している。

(たかさき ゆうこ)